

香川県病院事業管理者の職務代理者の指定に関する規程をここに公布する。

平成19年4月1日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第6号

香川県病院事業管理者の職務代理者の指定に関する規程

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第1項の規定に基づき病院事業の管理者が指定する上席の職員は、病院局長の職にある職員とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。